

訪問看護及び介護予防訪問看護ご利用料金表（1割）			別途料金表 ①-1		
1単位：10.70円（東大阪市⇒5級地）			(H.30.8月改正)		
介護 予防 訪問 看護	サービス提供表	サービス内容	単位	金額	利用者負担 ※2
	介護予防訪問看護 I - 1	所要時間の20分未満 ※1	300	3210円	321円
	介護予防訪問看護 I - 2	所要時間の30分未満	448	4793円	479円
	介護予防訪問看護 I - 3	所要時間の30分以上1時間	787	8420円	842円
	介護予防訪問看護 I - 4	所要時間の1時間30分以上	1,080	11556円	1,155円
訪問 看護	サービス提供表	サービス内容	単位	金額	利用者負担 ※2
	訪問看護 I - 1	所要時間の20分未満 ※1	311	3327円	332円
	訪問看護 I - 2	所要時間の30分未満	467	4996円	499円
	訪問看護 I - 3	所要時間の30分以上1時間	816	8731円	873円
	訪問看護 I - 4	所要時間の1時間30分以上	1,118	11962円	1,196円
加 算	夜間早朝加算(午後6時～午後10時・午後6時～午前8時)		上記料金額の25%増		
	深夜加算（午後10時～午前6時）		上記料金額の50%増		
	サービス提供強化加算	1回につき	6	64円	6円
	サービス提供強化加算×2回		12	128円	12円
	サービス提供強化加算×3回		18	192円	19円
	緊急時訪問看護加算 1	一月に1回 ※3	574	6141円	614円
	特別管理加算（Ⅰ）	一月に1回	500	5350円	535円
	特別管理加算（Ⅱ）	一月に1回	250	2675円	267円
	初回加算	初回のみ	300	3210円	321円
	退院時共同指導加算(1回) ※特別管理加算の場合に限り2回可		600	6420円	642円
	長時間訪問加算（90分以上）※ 特別管理加算対象者に限る		300	3210円	321円
	複数名訪問加算Ⅰ	所要時間の30分未満	254	2717円	271円
		所要時間の30分以上	402	4301円	430円
	複数名訪問加算Ⅱ	所要時間の30分未満	201	2150円	215円
		所要時間の30分以上	317	3391円	339円
ターミナル加算（死亡日及び死亡前14日以内2日以上）		2000	21400円	2140円	
訪問看護・介護 連携強化加算	一月に1回	250	2675円	267円	
看護体制強化加算Ⅰ	看護体制加算算定要件を満たした事業	600	6420円	642円	
看護体制強化加算Ⅱ	所が訪問看護を提供した場合	300	3210円	321円	
※1 20分未満の訪問看護（介護予防含む）は特定の場合のみ利用可能です					
※2 一月にご利用された介護保険サービスの合計単位が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度額」を超えた場合、超過分保険対象外（自己負担）となる場合がありますのでご注意ください。					
※3 一月以内の2回目以降の緊急時訪問については、状態等限定せず、早朝、夜間、深夜の訪問看護に関わる加算を算定します。					
《料金負担の算定方法》 ※ 実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が生じる場合があります。					
地域単価 × 単位割合 = ○○円（1円未満切り捨て）					

* その他利用料（利用者が亡くなられた場合は保険外になります）

死亡後処置料（自費）+ 消費税	10,000円+消費税
-----------------	-------------

* 保険外料金にはすべて別途消費税がかかります。